

～ ベトナムビジネスセミナー ～
親子ローンと親子保証に関する
移転価格税制概要

東京共同会計事務所

2023年3月14日

はじめに

本セミナーの目的

- 国を跨ぐグループ間取引では移転価格税制が適用され、金融取引も対象となります
- 特に親子ローン及び親子保証等の金融取引においては、2022年6月に本邦の移転価格事務運営要領(指針)が改正され、日本側の親会社と海外子会社の間における親子ローンと親子債務保証取引に係る金利や保証料について海外子会社の信用力を評価したうえで、算出することとなりました
- 当該指針は2022年7月1日以降に開始する事業年度からの税務調査の対象となりますので、早急に見直し・対応する事が望ましいと考えられます
- 本セミナーでは、本邦及びベトナムの移転価格税制の概要だけでなく、親子ローンと親子保証に関する移転価格対応を解説し、今後のベトナムビジネスに役立つ情報を提供いたします

Agenda

1. 移転価格税制の概要(基礎)

- 日本の移転価格税制の概要
- ベトナムの移転価格税制の概要

2. 金融取引に関する移転価格対応

- 親子ローンの対応方法
- 親子保証への対応方法
- 日本側が取る対応に関連して、ベトナム側の対応の検討事項

移転価格税制の概要(基礎)

日本の移転価格税制

移転価格税制とは

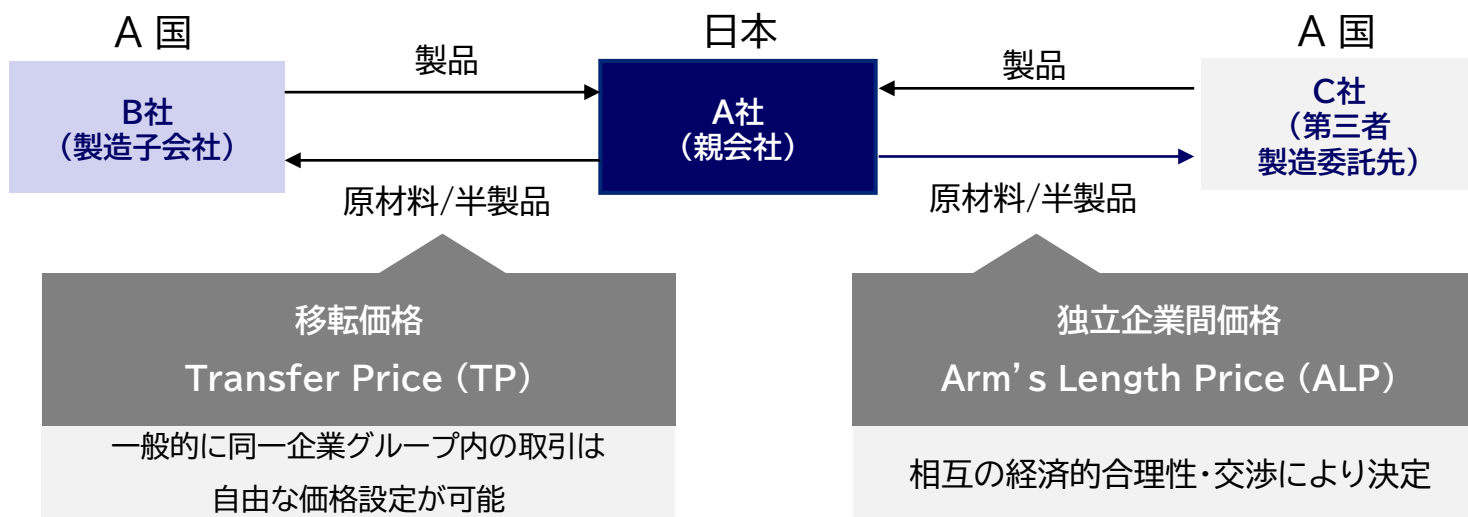
国を跨ぐ同一企業グループ内における取引(国外関連取引又は関連者間取引)を「独立企業間価格」で行うことを定める税制

何が問題となるのか

企業が海外の関連会社(主に子会社)との取引価格(移転価格)を、「あるべき価格」と異なる金額に設定することにより、一方が稼得できたはずの利益を他方に移転することが可能となる

移転価格税制の役割

移転価格税制は、このような海外の関連会社との取引(例えば親子会社間取引)を通じた所得の海外移転を防止するため、当該取引が通常の第三者との取引による取引価格(独立企業間価格: ALP、Arm's Length Price)で行われたものとみなして所得を計算し、差額について課税する制度である



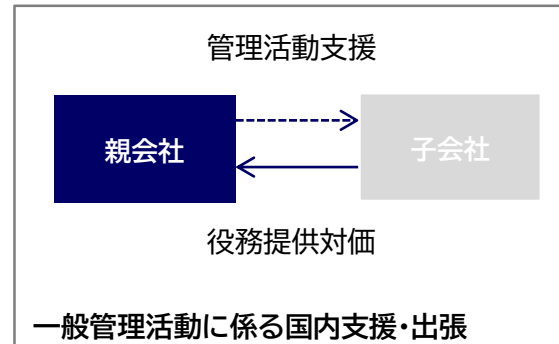
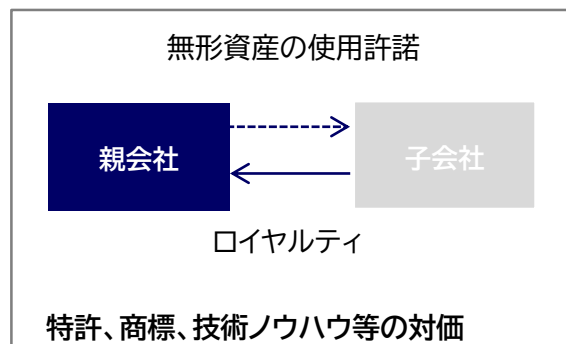
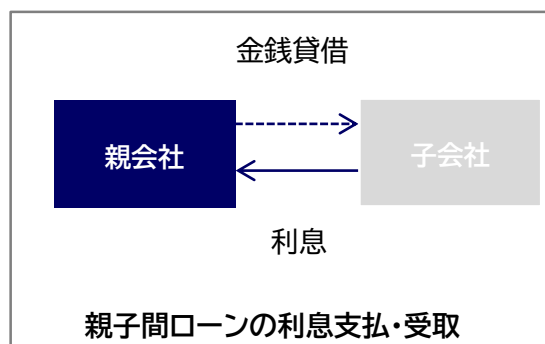
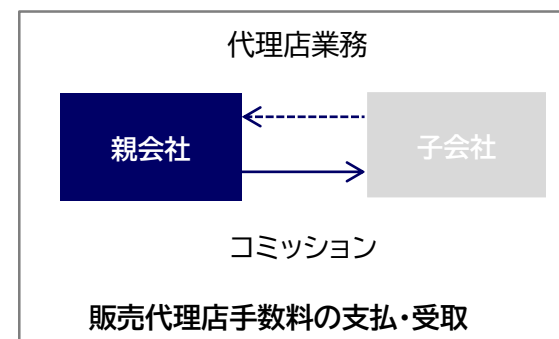
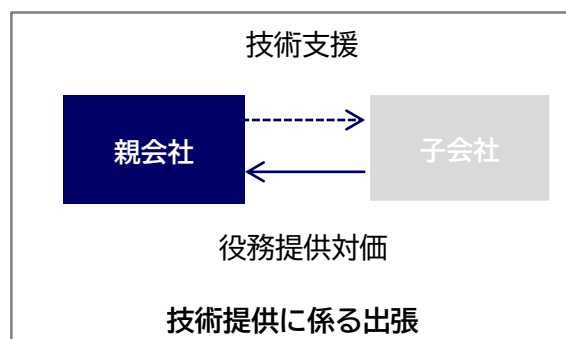
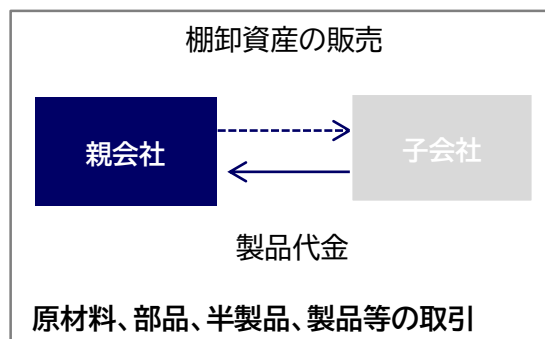
親会社と子会社間の(取引価格)次第で、所得が日本(親会社)・海外子会社間で所得が移転されるため
独立企業間価格で関連者間取引の価格を設定することが求められる

日本の移転価格税制

原則として資本関係50%以上のグループ間取引が移転価格税制の対象

- 資本関係基準：直接・間接出資比率が50%以上
- 実質支配基準：役員・社長・CEOを派遣、取引・資金の相当部分を依存等

「モノ」の取引のほか、役務・無形資産・金融取引等も対象



①有価証券報告書、②別表17(4)、③税務調査の際に提出した資料を通じて、グループ間取引における種類や規模等の情報が、税務当局に把握される

移転価格税制の日越比較

項目		日本	ベトナム
(国外)関連者		① 一方の法人が他方の法人の発行済株式等の 50%以上 を直接・間接に保有する関係(親子会社) ② 同一の者によって発行済株式等の50%以上を保有されている二の法人の関係(兄弟会社) ③ 一方の法人が他方の法人の事業方針の全部又は一部について実質的に決定できる関係(役員の兼務、事業活動・資金の相当部分の依存等)	① 一方の当事者が他方の当事者の 25%以上 の持ち分を直接または間接に保有する ② 共通の第三者によって、その持ち分の25%以上を直接または間接に保有される ③ 貸付金が借入企業の所有者の拠出資本の25%以上を占め、その借入企業の中長期債務の50%を超える ④ 過半数の取締役の派遣、または財務・経営について意思決定権を有する者が兼務する等
独立企業間価格算定方法		独立価格比準法・再販売価格比準法・原価基準法・利益比較法・利益分割法	同左
文書化の免除	ローカルファイル	国外関連者との取引が 50億円未満 かつ無形資産取引が 3億円未満	課税年度の売上が500億ドン未満(約2.5億円)かつ関連者間取引が300億ドン(約1.5億円)未満等
	マスターファイル	直前期の連結売上 1,000億円未満	同上
	国別報告書	同上	同上
作成期限		ローカルファイルについて対象会計年度の確定申告書の提出期限(措置法第66条の4第6項)	ローカルファイルとマスターファイルは年次法人税確定申告期限までに作成する。
提出期限		ローカルファイルについて税務調査にて提示もしくは提出を求められた場合において、45日を超えない範囲において当該職員が指定する日(租税特別措置法第66条の4第8項)	・ 移転価格に係る申告様式は年次の法人税確定申告書と一緒に提出する ・ 移転価格文書について社内で保管し、税務当局から要求される際に提出する

ご参考：日本の移転価格文書

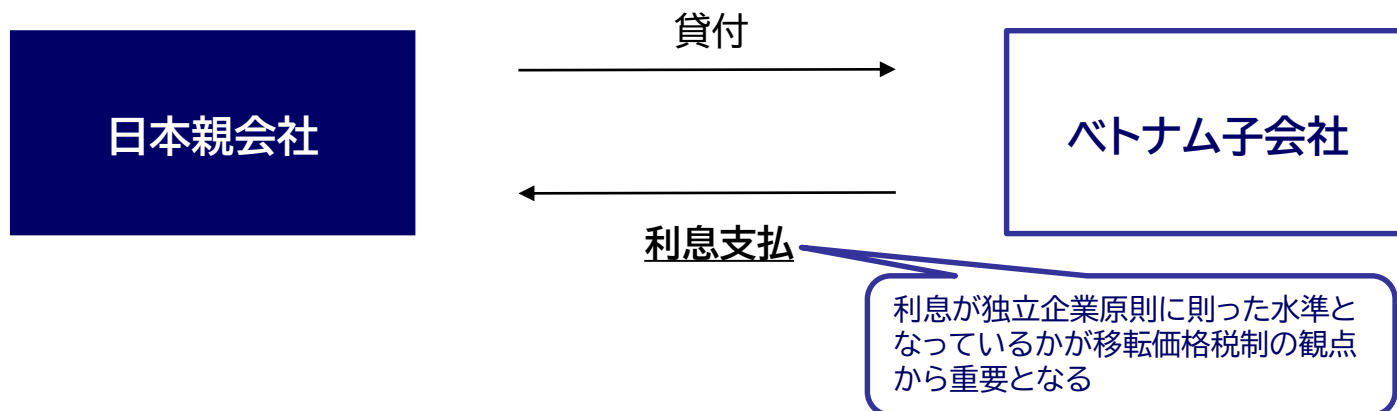
平成28年度税制改正による新たな移転価格文書化制度

親会社が作成 国別報告事項	親会社が作成 マスターファイル	親・子会社が各々作成 ローカルファイル
- 親会社・子会社所在国ごとの多国籍企業グループの下記情報 ✓ 収入・利益・税額・資本金等の ✓ 財務情報 ✓ 従業員数 ✓ 有形資産額 ✓ 子会社等の名称及び主要事業等	- グループの組織図 - 事業概要 - 機能リスク分析 - 保有する無形資産の情報 - 金融取引と無形資産の移転価格ポリシー - グループ全体の財務状況と納税状況	- 会社の基本情報 - 主要な関連者間取引 - 市場分析 - 機能リスク分析 - 移転価格算定根拠と検証結果（ベンチマーク分析等）
- 企業グループの国別での財務情報・事業活動等 - 従来の移転価格文書で要求されてこなかった新しい様式	- 企業グループ全体に共通する基本情報 - 事業活動や移転価格ポリシーに関するハイレベルな情報を提供するもの	- グループ会社各社が行う関連者間取引の情報 - 概ね従来の移転価格文書に含まれてきたような詳細な内容が含まれる
本邦移転価格税制上における作成義務者	本邦移転価格税制上における作成義務者	本邦移転価格税制上における作成義務者
直前の親会計年度における総収入金額が1,000億円以上である多国籍企業グループ	直前の親会計年度における総収入金額が1,000億円以上である多国籍企業グループ	前事業年度において - 国外関連者との取引金額（受払いの合計額）が50億円以上の場合、または - 無形資産取引が3億円以上の場合
提出方法	提出方法	提出方法
親会社が作成したものを各国税務当局へ提出する	親会社が作成したものを各国税務当局へ提出する	親会社と子会社がそれぞれ税務当局へ提出する

金融取引に関する移転価格対応

親子ローンに関する移転価格対応

親子ローンについて必要となる移転価格対応は何か



日本企業の現状の金利設定方法

- 親会社が取引金融機関から資金調達を行った際に適用された金利(例:1%)に、親会社側で生じたコストをカバーする程度の金利(例:0.1%)を上乗せ、又は銀行からの見積もり金利を海外子会社への金利として設定

問題点

- 金利とは本来、借手の信用力に応じて設定されるべきところ、現状の日本企業の金利設定方法には全く海外子会社の信用力が加味されておらず、不当に低い金利水準になっている

移転価格事務運営要領(確定版)の規定

- 借手である海外子会社の信用力を適切に評価し、信用力に基づき、マーケット金利水準を参照して金利設定
- 銀行からの見積もりは比較対象取引にならないため、当該見積もりに基づく金利は適用不可

海外子会社の信用力の評価及び独立企業間金利の算定

① 信用力の評価

改正後の移転価格事務運営要領は、借手である海外子会社の信用力を適切に評価することの重要性を強調しており、海外子会社の信用力は「信用格付」を基に評価する必要がある(例、AA、A+、BB+、等)

- 信用力を評価するにあたっては、当該当事者の信用格付その他の信用状態の評価の結果を表す指標(以下「信用格付等」という。)を用いることができる
- 国外関連取引における借手が、外部信用格付機関の信用格付を得ていない場合であっても、第三者の信用格付け機関が公表する手法や財務ツール等から当該国外関連取引における借手と同様の信用力を有する企業に付されるであろう信用格付を算定できる場合には、当該信用格付を用いて独立企業間価格を算定することができる

必要となる対応

- 移転価格対応のためだけに、海外子会社の「信用格付」を日本格付研究所(JCR)、格付投資情報センター(R&I)等に依頼して取得するのは費用の観点からも非現実的
- 外部専門家に依頼して、S&PやMoody'sが公表している格付手法や評価ツールを用いて簡易的に子会社の「みなし信用格付」を決定するのが一般的である
- 一般的にはS&Pグループ格付け手法やMoody's Riskcalcを利用してみなし信用格付を評価することが多い
- 本邦国税当局はS&Pグループ格付け手法を理解しており、Moody's Riskcalcも既に導入している状況である

② 独立企業間金利の算定(ベンチマーク分析)

金融取引に係る独立企業間価格の検討を行う場合には、次に掲げる事項に留意し、金融取引の対価の額が最も適切な方法により算定されているか検討する(指針3-8より抜粋)

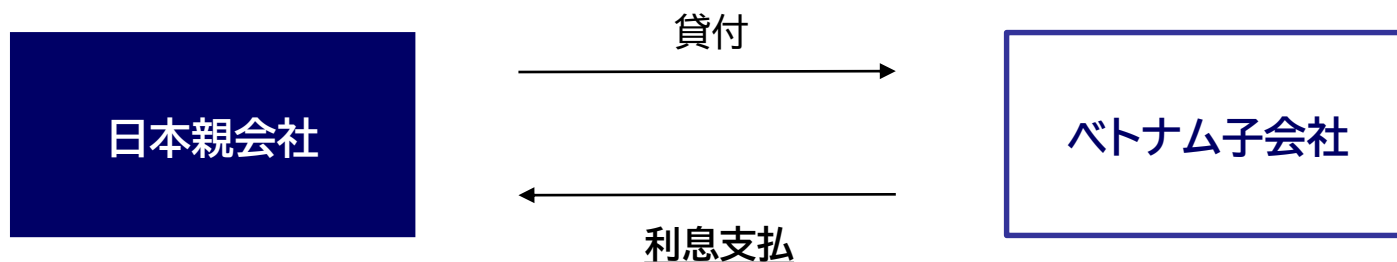
(1) 金融市場における利率その他の現実に行われる取引に依拠した客観的な指標(以下「市場金利等」という。)で当該金融取引と通貨、時期、期間、信用力その他の比較可能性に影響を与える要素が同様の状況の下にあるものにより当該金融取引に係る比較対象取引を想定することができることは、当該市場金利等を用いて想定した取引を比較対象取引とすることができること

(5) 非関連者である銀行等に照会して取得した見積り上の利率又はスプレッドのように現実に行われる取引に依拠しない指標は、市場金利等には該当しないこと。

必要となる対応

- 市場金利等の情報を提供している情報機関(Refinitiv、Bloomberg等)との間でデータベース使用契約を締結して、自前で独立企業間金利を算定するのは非現実的(費用の観点、分析の難易度の観点)である
- 外部専門家に依頼して、情報機関(Refinitiv、Bloomberg等)が提供するデータベースを用いて独立企業間金利(例:4%~5%)をベンチマーク分析(データベースから、対象となる親子ローンと条件面で類似している取引に係る金利を抽出する作業)を実施して算定してもらうのが一般的である
- 独立企業間金利の算定にあたっては、信用格付、通貨(USD、日本円、EUR等)、期間、担保の有無等も考慮に入れる必要がある

親子ローンについて必要となる移転価格対応のまとめ



① 海外子会社の信用格付を評価

- 金利は海外子会社の信用力を反映する必要があるため、まずは海外子会社の信用格付を評価する(外部専門家に依頼してS&PやMoody'sの信用評価ツールを使用して評価する)

② 海外子会社の信用格付に基づいて独立企業間金利レンジを算定

- 海外子会社の信用格付評価結果に基づいて、ベンチマーク分析を行って独立企業間金利レンジを算定する(外部専門家に依頼してRefinitiv、Bloomberg等が提供するデータベースを使用して算定する)



仮に見直しを行わないとどうなるのか

(親会社から子会社に3億円の融資を行っており、現状、金利は1%を適用しているケース)

- 今後の日本の税務調査で、調査官は上記の手法を採用して金利を計算の上で調査に臨むことが想定される
- 仮に、2025年度終了後に税務調査が入り、上記の手法で計算した金利が4%であった場合、納税者側が合理的に反論することは難しいため、 $3\% (= 4\% - 1\%) \times 3\text{億円} \times 3\text{年分} (2023\text{年度} \sim 2025\text{年度}) = 2,700\text{万円}$ が日本側で課税される可能性が極めて高い(延滞税、加算税等も付加される)
- 日本側で課税されたとしても、その分を海外子会社側で利息の追加支払いとして減算調整してもらえる可能性は極めて低いため、2,700万円は日本と海外で二重課税される結果となる

ご参考:S&Pグループ格付け手法

S&Pグループ格付け手法 *1

- 借手が海外子会社の場合、外部の格付け機関より格付けを付されていない場合が多いため、信用格付けの評価が問題となる
- S&Pグループ格付け手法は、以下の5 段階でグループ内の位置づけを評価し、パラグラフ45(次ページ参照)の各項目を満たす必要がある

グループ内の位置づけ	潜在的な発行体格付け
中核 (core)	GCP(グループ格付け÷親会社の信用格付け)
戦略的に非常に重要 (highly strategic)	GCPから1ノッチ下回る。ただし、当該事業体のSACP(スタンドアローン格付け)がGCPと同格又はそれよりも高い場合は、潜在的な発行体格付けはGCPと同等となる
戦略的に重要 (strategically important)	SACPを3 ノッチ上回る。GCPを1 ノッチ下回る水準を上限とする。ただし、SACPがGCPと同等以上であった場合には、潜在的な発行体格付けはGCP と同等となる
戦略的にやや重要 (moderately strategic)	SACPを1 ノッチ上回る。GCPを1 ノッチ下回る水準を上限とする。ただし、SACPがGCPと同等以上であった場合、潜在的な発行体格付けはGCPと同等となる
戦略外 (nonstrategic)	SACPと同水準。ただし、GCPを上限とする

*1:一般格付け規準:S&Pグループ格付け手法(S&P Global Ratings)

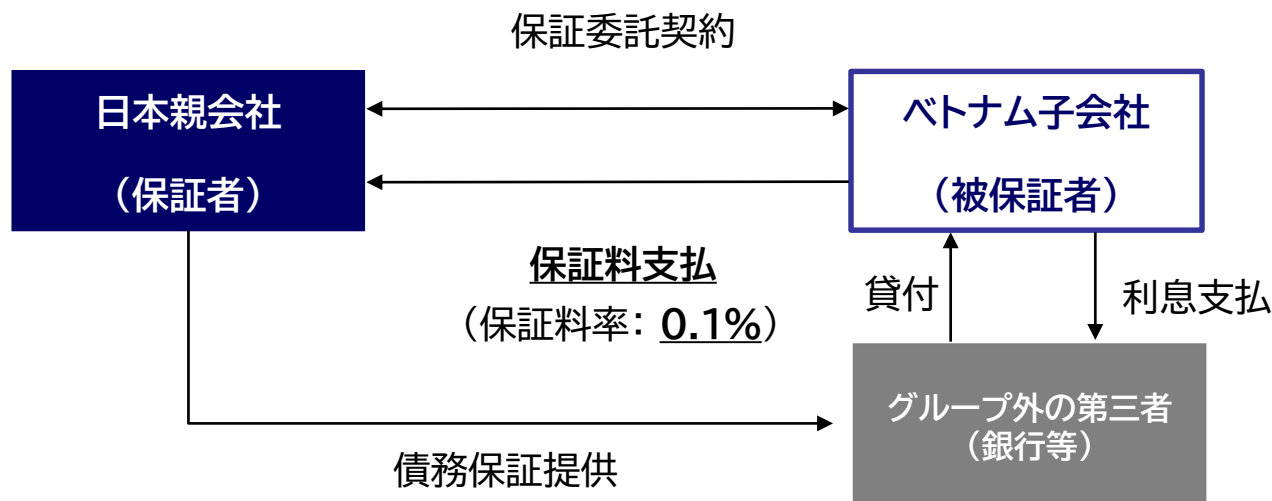
ご参考:S&Pグループ格付け手法

- 「戦略的に非常に重要」な事業体は通常、「中核事業体」の特徴のほぼすべてを備えているが、予想されるグループからの特別支援の程度がわずかに異なるのみである(パラグラフ46)
- 「戦略的に非常に重要」な事業体に該当するためには、基本的には以下のほぼすべてを満たす必要がある

#	格付け判定基準
1	売却される可能性が非常に低い
2	グループの主力事業と顧客基盤に密接に関わる事業や機能を有している(ここでの機能は、グループのリスク管理や資金調達を含む)。多くの場合、ターゲットとする市場もグループと重なる
3	経営状態にかかわらず支援を提供するという強い長期的なコミットメント、またはそうした支援を促すインセンティブがグループに存在する(例えば、資金調達契約書類に盛り込まれたクロス・デフォルト条項や、当該事業会社がグループのリスク管理や資金調達に不可欠な役割を担っているなど)
4	事業運営にかなり成功している、あるいはグループの中長期的な目標や利益計画の未達につながりかねない懸案事項が存在しない
5	連結グループ全体のなかでかなり大きな割合を占めるか、またはグループに完全に統合されている
6	グループの評判、名称、ブランド、リスク管理に密接につながっている
7	原則として、およそ5年以上の営業実績がある
8	法的、規制上、あるいは税務上の理由により別個の法人となっているが、むしろグループにとって必要不可欠なプロフィットセンターもしくは部門を運営している

親子保証に関する移転価格対応

親子保証について必要となる移転価格対応は何か



日本企業の現状の保証料設定方法

- 現状、日本企業の多くは保証料を回収していない、あるいは、回収しているとしても根拠のない保証料率(例: 本社側でのコストをカバーするため0.1%を回収している、等)を設定してるケースが殆どである



移転価格事務運営要領(確定版)の規定

- 債務保証は被保証者がメリット(例えば、借入が可能になった点、低金利で借入ができた点等)を享受しているのか判断したうえで対価を回収すべきか検討する必要がある
- 上記のような金融機関からの借入に係る債務保証は、保証者から被保証者への役務の提供であり、保証料の回収は必須であることを強調
- 保証料率についても、保証者(親会社)と被保証者(海外子会社)の信用力を評価した上で、一定の計算方法を採用して設定すべきことを明確化

海外子会社の信用力の評価及び算定アプローチを用いて保証料率の算定

被保証者である海外子会社の信用力の評価

- 親子ローンの場合と全く同様。海外子会社の信用力は「信用格付」を基に評価する必要がある
(例、AA、A+、BB+、等)

保証料率の算定アプローチ

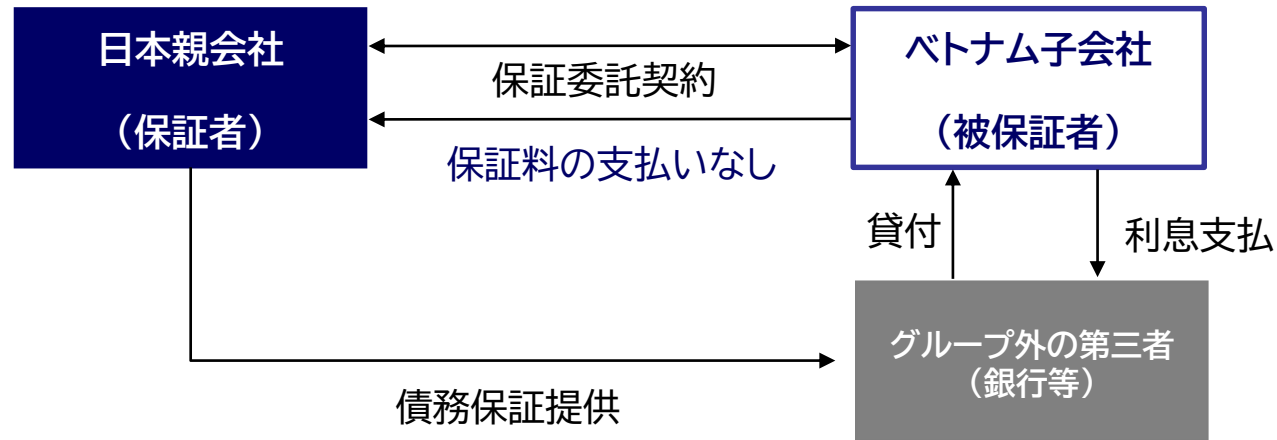
規定されているアプローチ

- イールドアプローチ
保証前後の被保証者の格付け・信用力に基づく市場金利差を基に保証料率を算定するアプローチ
- コストアプローチ
債務保証を引き受けることにより将来予想される損失額である期待損失に、債務保証を引き受けることに対し稼得すべきリターン(対潜在的損失利益)を加味して保証料を算定するアプローチ
- クレジット・デフォルト・スワップ(CDS)アプローチ
被保証者の格付けに基づくCDSスプレッドを基に保証料率を算定するアプローチ。ただし、理論的に実務上適用することが難しいと考えられているアプローチである

- スタンドバイLCアプローチ
金融機関が提供する輸入取引の支払保証に係る保証料を、比較対象取引として保証料率を算定するアプローチ

- 実務上はイールドアプローチ又はコストアプローチで保証料率を算定することが一般的である
- スタンドバイLCアプローチは実務上適用できないため、上記のアプローチで対応することが求められる

事例:ベトナム子会社が現地金融機関から3億円の借入を行うにあたって日本親会社が債務保証を差し入れているケース



取引の前提

- ベトナム子会社の資金繰りが悪化し、現地の金融機関に融資をお願いしたところ、日本親会社が債務保証を差し入れない限りは融資は行えないと言われたため、日本親会社は、ベトナム子会社のために現地金融機関に債務保証を差し入れた
- 債務保証を差し入れることで、日本親会社側で特段コストが生じる訳ではないため、保証料は回収していなかった
- 日本親会社はBBBの信用格付を取得しているが、ベトナム子会社は信用格付を取得していない

移転価格対応例

- ベトナム子会社のグループ内での重要性をS&Pグループ格付け手法に則って評価したところ、「戦略的に非常に重要な」子会社と判定され、結果としてベトナム子会社のみなし信用格付はBBB-と評価された
- イールドアプローチを採用し、日本親会社のBBBの信用格付に対応する金利、ベトナム子会社のBBB-に対応する金利を弊社の方で算出し、独立企業間保証料率を計算したところ(Refinitivを使用)、独立企業間保証料率は0.6~0.8%という結論になった
- 保証料を取らないという実務は、今後の調査で認められる可能性は極めて低いため、0.7%の保証料を支払う旨の契約書を親子間で締結して回収を開始した

日本側が取る対応に関連して、ベトナム側の対応の検討事項

日本側とベトナム側の金融取引に関する移転価格対応

国	金融取引に関するガイダンスや実務
日本側	➤ まず、親子ローン取引と親子保証取引の両者ともに借手又は被保証者となる海外子会社の信用格付けを評価する ➤ 親子ローンの場合：データベース(Refinitiv, Bloomberg等)を利用し、独立企業間の金利の算定を行う ➤ 親子保証の場合：海外子会社がメリットを享受すれば、イールドアプローチやコストアプローチを採用し、独立企業間保証料の算定を行う
ベトナム側	➤ 現在、親子ローンの金利について、移転価格算定方法の適用に関するガイダンスのみを公表しており、信用格付け評価やベンチマーク分析等の具体的なガイダンスはない ➤ 親子ローンは、ベトナム実務において、市中銀行金利や中央銀行によって発表された金利と比較する傾向がある ➤ 親子保証も同様に具体的なガイダンスはなく、税務調査においてもホットトピックとなるような事例は多くない ➤ なお、現在のベトナムの税務調査においては、金融取引よりも無形資産取引(ロイヤルティ)、長年にわたり継続で赤字なのに事業拡張するケース、販売価格が売上原価と等しい/下回っているケース等の方が調査されやすい傾向である

- 移転価格税制は関連当事者(今回では日本及びベトナム)の税制や実務を確認し、検討する必要がある
- 貸付取引は改正後の移転価格事務運営要領に則り、借手となるベトナム子会社のみなし信用格付を評価したうえで、データベースを用いたベンチマーク分析を基に金利を算定する。その後、ベトナム現地側でベトナムの市中銀行金利等を確認し、親子ローンの適用金利を検討する
- 債務保証委託取引も同様に移転価格事務運営要領に則り、イールドアプローチ又はコストアプローチで保証料率を算定する。その後、ベトナム現地側でベトナムの銀行のLC保証料率等を確認し、親子保証の適用保証料率を検討する
- 親子ローン及び親子保証ともに、両国の税務調査で説明できるように予め根拠資料を準備することを推奨する
- なお、親子ローンにおいて適用される金利の支払利息は、ベトナム子会社の法人税法上の損金算入性を検証する

お問い合わせ先

ご清聴ありがとうございました。

ご質問及びご相談は以下のお問合せ先にお気軽にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

東京共同会計事務所 - 移転価格戦略コンサルティンググループ
マネージャー
渡部 公丞
Email : hirotsugu-watanabe@tkao.com

東京共同会計事務所 - ベトナムデスク
ベトナム国税理士 - スーパーバイザー
Vu Thi Phuong Linh(ヴ ティ フオン リン)
Email : vuthiphuong-linh@tkao.com

東京共同会計事務所のご紹介

東京共同会計事務所の概要

ストラクチャード・ファイナンス、プロジェクト・ファイナンス、コーポレート・ファイナンス、国際税務、ウェルス・マネジメントを柱に関連領域に事業を拡大しております。

近年では、クロスボーダーのM&A支援、EPA／FTAサービス、金融移転価格を中核とした移転価格コンサルティングサービスなど、グローバル企業の財務・経営の課題に直結した新たなサービスを戦略的に展開しています。クライアント層も、従来の日米欧の大手金融機関・投資ファンド等から、多国籍企業、中堅・中小企業、個人富裕層等、多岐にわたっています。

- 設立：1993年8月
- 所在地：東京都千代田区丸の内3-1-1 国際ビル9階
- 人員数：約300名
- HP: <https://www.tkao.com>
- 世界第6位の国際会計事務所グループRSM Internationalと業務提携(コレスポンデントファーム)
 <RSM International>
 - ・ 設立：1964年
 - ・ グローバルヘッドクォーターズ： ロンドン
 - ・ ネットワーク： 120カ国・800以上のオフィス
 - ・ プロフェッショナル： 48,000人超

東京共同会計事務所の概要

グローバルでの評価

- 2005年より、毎年「International Tax Review」主催のサーベイにて、「日本を代表するアドバイザー」としての高評価を獲得
- “2023 World’s Leading Transfer Pricing Firms” 日本部門Tier2*1
- “2023 World’s Leading Tax Firms” 日本部門Tier3
- 税務関連の専門誌(例:「月刊国際税務」等)への寄稿やセミナー講師の実績多数



主なサービスライン

ストラクチャードファイナンス /SPC管理	FAS業務	プライベートバンキング
関税サービス	国際税務 ■ 移転価格戦略コンサルティングサービス*2 ■ グローバルタックスサービス (ベトナムデスク)	

1: 独立系会計事務所として唯一Tier2にランクイン(Tier2に当事務所含め3社ランクインしており、当事務所以外は全て法律事務所)

2: TKグローバルトランザクションアドバイザー株式会社を通じてサービスを提供しております(移転価格担当の専門家は東京共同会計事務所との兼任で在籍)

■ 移転価格コンサルティングの豊富な実績を有するメンバーで構成

- 大手国際会計事務所において、10年以上の移転価格コンサルティング経験を有している専門家で構成されており、IT業界含む様々な業界の移転価格コンサルティング実績を有している
- 特に金融移転価格の分野においては、金融機関の金融サービスのみならず、事業会社のグループファイナンス取引(金銭貸借取引、債務保証委託取引、キャッシュプーリング、キャプティブ等)に対するコンサルティング実績が業界トップクラスであり、国際会計事務所においても稀少と言われる金融移転価格に関する専門性に強みを持つ

■ インハウスでの移転価格実務経験

- 複数のメンバーが事業会社における税務の実務を経験していることから、移転価格全般の実務を理解している

■ RSM及び東京共同会計事務所内における連携

- グローバルネットワークであるRSMの移転価格専門家との緊密なネットワークを有している
- 移転価格を端緒として検討事項が他の税務論点へ波及した場合でも、専門家として長年の経験を有する弊所内の国際税務の専門チームと緊密な連携により、専門的な見地からの適切な助言を提供することが可能

本業のビジネスに関わる移転価格から金融移転価格に関する課題まであらゆる移転価格の課題に対するサービスが提供可能です

免責事項

- 弊所が提供する本サービス、相談及びアドバイス等は貴社のご参考のために提供されるものであり、貴社自らの判断のもとにその採否を決定していただきます。また、弊所は、本サービスに基づき貴社が具体的に取った行為の結果に対しては責任を負いかねますので予めご了承ください。但し、弊所の本サービス提供に関する故意又は重過失により、貴社が被った損害についてはこの限りではありません。
- 本業務は、金融商品取引法に定義される金融商品取引業に含まれる業務、その他当該業務を行うために許認可又は登録等を要する業務で、弊所が当該許認可又は登録等を有しない業務を含みません。
- 弊所は、本サービス提供のため、貴社及び対象会社から提供を受けた情報については、弊所が独自に調査することなくその真実性、正確性及び完全性を信頼し、本サービスの提供にあたり当該情報に依拠することができるものと致します。貴社は、かかる情報の内容に誤りがあることが判明した場合又は変動が生じた場合は、直ちに弊所にその旨をご通知いただきますようお願い致します。
- 本件取引が成就せず、本件取引に関する契約が締結されなかった場合にも、弊所は貴社に対し、何等の責任も負わないものと致します。但し、弊所の本サービス提供に関する故意又は重過失による場合はこの限りではありません。

本資料の、無断での複写/複製/転載/配布は固くお断り致します。